中川町農業集落排水事業
経営戦略

農業集落排水事業

特定地域生活排水処理施設事業

個別排水処理施設事業

平成 29 年 2 月

北海道中川町

目　次

1　中川町の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

2　農業集落排水事業

（１）　事業の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

（２）　経営の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

（３）　投資・財政計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

（４）　効率化・経営健全化の取組み・・・・・・・・・・・・・・・2

3　特定地域生活排水処理施設事業

（１）　事業の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

（２）　経営の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

（３）　投資・財政計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

（４）　効率化・経営健全化の取組み・・・・・・・・・・・・・・１２

4　個別排水処理施設事業

（１）　事業の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

（２）　経営の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

（３）　投資・財政計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

（４）　効率化・経営健全化の取組み・・・・・・・・・・・・・・２１

1　中川町の現状

中川町は明治 36 年の入植・開拓から誕生した町で、面積約 594 ㎢のうち山間部が 7 割を占める農山村地域です。昭和 32 年に 7,337 人を数えた人口も、平成 27 年度末時点で 1,628 人と過疎化が進んでおります。今後もこの傾向が続くと考えられます。

中川町の人口の推移

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
1,964	1,936	1,890	1,844	1,835	1,787	1,758	1,710	1,686	1,628

下水道事業においては、中川町農業集落排水事業特別会計として、『農業集落排水事業』『特定地域生活排水処理施設事業』『個別排水処理施設事業』の三事業で実施しています。

2　農業集落排水事業

(1)　事業の現状

農業集落排水事業は、中川市街地区と佐久市街地区の 2 箇所をエリアとして、中川市街地区においては真空方式と自然流下方式により、佐久市街地区においては自然流下方式を採用して事業を展開しています。

農業集落排水導入状況

地　区	中　川	佐　久
管路布設	延長 13.4 km　平成 7～12 年度	延長 2.1 km　平成 18～20 年度
施設設置	処理施設 1 箇所　平成 9～10 年度	汚水収集施設 1 箇所　平成 18 年度
収集方法	真空方式、自然流下方式	自然流下方式

処理区域人口及び水洗化人口については、事業を行うにあたり全戸から同意を得て進めていることから、平成 28 年 3 月末時点で処理人口 1,316 人に対して水洗化人口 1,293 人、水洗化率 98.3%という高い数字になっています。

平成27年度農業集落排水普及率・水洗化率

	処理人口	水洗化人口	水洗化率
中川市街地区	1,203	1,199	99.7%
佐久市街地区	113	94	83.2%
計	1,316	1,293	98.3%

※処理人口とは、農業集落排水が整備されている区域に居住している人口

※水洗化人口とは、処理人口のうち農業集落排水に接続している人口

（2）　経営の基本方針

中川町では、少子高齢化や人口減少等の課題があり、厳しい社会情勢を迎えていますが、河川等の水質悪化を防止し、豊かな自然環境を維持するため、農業集落排水事業の健全な経営に努めてまいります。

以上を踏まえ、農業集落排水施設の老朽化した設備更新の検討、人口減少に伴う使用料のあり方など、平成29年度から平成38年度までの10年間を計画期間とし、今後の農業集落排水事業を効率かつ健全に運営するため本計画を策定します。

（3）　投資・財政計画

①、②別　紙

（4）　効率化・経営健全化の取組み

①　組織及び人材に関する事項

中川町環境整備課では、農業集落排水事業（農業集落排水・特定地域生活排水処理・個別排水処理）とともに、簡易水道事業を所管しています。

当面は地方公営企業法の適用を行う予定はありませんが、将来的には法の適用が予想されることから、上下水道の管理部門を統合して、組織的に一体となって企業の運営を行い、経費の節減を図らなければなりません。

担当職員は、公営企業職員として、事業の能率的な経営と公共性及び企業性の発揮に努め、目標管理や企業会計など民間の経営管理手法を導入して、経営能力の向上を図っていかなければなりません。

地方行政を取り巻く環境が非常に厳しくなっている現在、住民サービスの向上と人件費のバランスを考慮しつつ、窓口業務や料金関係業務の資産管理（アウトソーシング）も視野に入れ、最小限の人員で最大のサービスの提供ができるように定員適正化に取り組んでいきます。

② 農業集落排水整備に関する事項

今後、施設の老朽化がすすみ修繕費の増大が懸念されることから、次のとおりエリアの見直しによる経費節減を目指します。

中川市街地区と佐久市街地区との距離は 10 kmと離れており、施設の統合は現実的に困難と思われます。人口減が著しい現状を踏まえ、集排エリアの縮小も検討課題と考えます。

③ 使用料、その他の収入に関する事項

農業集落排水使用料は、公営企業として独立採算性の原則のもと、決定されることとなっています。運営に伴う経費については、汚水処理にかかる経費を利用者からの使用料で負担する事とされています。

本町の農業集落排水使用料は、平成 19 年度に改定を行って以来、現行の使用料で運営しております。行政人口は減少傾向にあり、有収水量は年々減少し、それに伴い料金収入も減少傾向にあります。

また、汚水処理費に対する経費回収率をみると、平成 27 年度決算で 38.7％と低い水準にあり、不足分を一般会計からの基準外繰入金にて賄っているのが現状です。

農業集落排水使用料収入及び使用料単価

	H23	H24	H25	H26	H27
有収水量(m3)	110,394	120,329	106,445	106,342	107,665
使用料調定(千円)	17,765	17,496	18,103	18,088	18,352
使用料単価(円/m3)	160.9	145.4	170.1	170.1	170.5

※使用料単価＝料金収入／有収水量　（税込）

汚水処理原価及び経費回収率

	H23	H24	H25	H26	H27
汚水処理費(千円)	39,905	39,536	42,511	46,000	47,419
汚水処理原価(円/m3)	361.5	328.6	399.4	432.6	440.4
経費回収率(%)	44.5%	44.2%	42.6%	39.3%	38.7%

※汚水処理費＝維持管理費＋資本費のうち汚水処理費相当分

※汚水処理原価＝汚水処理費／有収水量

※経費回収率＝使用料単価／汚水処理原価

農業集落排水使用料は、従量制として水道使用量を算定根拠としています。

料金の改定は、5年サイクルで簡易水道使用料と共に見直しをしておりますが、事業継続には常に投資と財源のバランスを考える必要があります。更なるコスト縮減を行うことは当然ですが、財源となる農業集落排水使用料の適正化に努め、住民理解も得ながら段階的に使用料改定を実施し、経費回収率の増加を目指します。

農業集落排水使用料（現行）※税抜き

種　別	項　目	単　位	料　金
一般用	基本料	8㎥	1,139円
	超過料金	1㎥当り	139円
営業用	基本料	12㎥	2,112円
	超過料金	1㎥当り	139円
団体用	基本料	16㎥	2,852円
	超過料金	1㎥当り	139円
学校用	基本料	24㎥	4,232円
	超過料金	1㎥当り	139円
浴場用	基本料	16㎥	1,343円
	超過料金	1㎥当り	79円
病院用	基本料	40㎥	7,065円
	超過料金	1㎥当り	139円

農業集落排水使用料改定計画　※税抜き

種　別	項　目	H32		H37	
		金額	改訂率	金額	改訂率
一般用	基本料	1,230 円	1.08	1,292 円	1.05
	超過料金	150 円	1.08	158 円	
営業用	基本料	2,281 円	1.08	2,395 円	
	超過料金	194 円	1.40	204 円	
団体用	基本料	3,080 円	1.08	3,234 円	
	超過料金	194 円	1.40	204 円	
学校用	基本料	4,571 円	1.08	4,800 円	
	超過料金	194 円	1.40	204 円	
浴場用	基本料	1,450 円	1.08	1,523 円	
	超過料金	97 円	1.23	102 円	
病院用	基本料	7,630 円	1.08	8,012 円	
	超過料金	194 円	1.40	204 円	

今後の推移

年次	有収水量 (㎥)	使用料収入 (千円)	使用料単価 (円/㎥)	汚水処理費 (千円)	汚水処理原価 (円/㎥)	経費回収率 (%)
H29	104,700	17,747	169.5	48,600	464.2	36.5
H30	103,200	17,502	169.6	48,200	467.1	36.3
H31	101,800	17,261	169.6	47,800	469.5	36.1
H32	100,300	19,129	190.7	47,740	476.0	40.1
H33	98,900	18,871	190.8	47,336	478.6	39.9
H34	97,500	18,618	191.0	47,331	485.4	39.3
H35	96,200	18,369	190.9	47,327	492.0	38.8
H36	94,800	18,124	191.2	47,322	499.2	38.3
H37	93,500	18,781	200.9	47,344	506.4	39.7
H38	92,200	18,534	201.0	47,339	513.4	39.2

農業集落排水使用料の収納率については、平成27年度においては現年分99.8%、過年度分37.8%となっており、平成28年度に滞納として繰り越した額は403千円です。年々滞納額は減少傾向にあり、現在も臨戸訪問等の徴収を実施しておりますが、更なる収入率向上を目指します。今後は、他の収納方法の導入も検討し収納率向上に努めます。

一般会計繰入金については、現在も基準外繰入をしなければ運営できない状況であります。使用料改定のみならず、経費削減を徹底し、計画的な修繕等を行いながら少しでも一般会計に頼らない健全な運営を目指します。

一般会計繰入金の今後の見込みとして段階的に減少する予定です。収益的繰入金は、支払利息の減少及び使用料改定に伴い、経費回収が見込まれ減少する予定です。資本的繰入金についても、地方債償還金が平成35年にピークを迎え繰入金も減少する予定です。

④　公営企業の経営に関する事項

平成26年8月に総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知があり、地方公営企業法の適用に向けたロードマップが示されました。

このロードマップにおいて、平成32年4月に法制化を検討するにため、平成27年度から平成31年度年度までを集中取組み期間として、人口3万人以上の団体については、期間内に公営企業会計へ移行するべきとされています。

本町農業集落排水事業は対象とはなっておりませんが、地方公営企業法の参照も視野に入れた運営を進めていきます。

また、施設の老朽化、人口減少、節水型社会の進行等、生活排水事業を取り巻く環境は厳しくなってきております。その中でも、継続的で安定した下水道サービスを提供していくためには、「資産・資金・人材」を総合的に管理・運営することのできる「資産管理（アセットマネジメント）」導入に向け取り組んでいきます。

導入にあたっては、「資産・資金・人材」に関する課題を解決し、持続可能な事業管理を実現するために、関係部門が一体となった事業管理計画を策定し、相互の役割などを理解しながら、日々の業務を進めて行く事が不可欠です。

アセットマネジメントは、組織が一体となった事業管理を効率的に進めて行く為のツールであり、今後導入することにより、組織的な事業運営をより効果的に進めていきます。

⑤　経費削減に関する事項

下水処理場等における光熱水費、薬品費などの維持管理費は、汚水処理には欠かせないものです。有収水量は減少しているものの不明水の増加や施設の老朽化に伴い維持管理費は、年々増額の傾向がありますが、町の汚水処理の効率化を図るためにも、資産の長寿命化にも力を入れ、計画的な修繕や設備更新を行い、経費の抑制削減を目指します。

また事業における人件費に関し、現在町行政事務職員44名の平均年齢は46歳2カ月と高い水準となっています。今後の推移として、自然退職により平成33年度までに41歳程度に下がり、特別会計における人件費の縮減が見込まれます。

⑥　情報公開に関する事項

これまでも町の広報誌やホームページを活用して、下水道利用者への適宜情報を提供してきました。

今後も、提供する情報とその内容を充実させることを前提に、単年度ごとに決算収支をもとにした進捗管理をおこない、使用料改訂を予定する年の前年度（平成31年度及び36年度）には戦略のローリングを実施し、内容の見直しや事後検証に取り組んでいきます。

⑦　その他重点事項

防災対策や危機管理体制の強化はこれまでも取り組んできましたが、一般行政部局や生活排水業務に携わる民間企業、他事業体とも連携して取り組んでいきます。

様式第2号（法非適用企業）

別紙①

投資・財政計画

（単位：千円、%）

区分		年度	前々年度（決算）	前年度決算見込	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支	収益的収入	1 総収益 (A)	55,039	56,155	55,187	54,349	53,489	52,958	52,073	51,577	51,071	50,557	50,081	49,601
		(1) 営業収益 (B)	18,354	18,240	17,749	17,504	17,263	19,131	18,873	18,620	18,371	18,126	18,783	18,536
		ア 料金収入	18,352	18,232	17,747	17,502	17,261	19,129	18,871	18,618	18,369	18,124	18,781	18,534
		イ 受託工事収入 (C)												
		ウ その他	2	8	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		（雨水処理負担金）												
		(2) 営業外収入	36,685	37,915	37,438	36,845	36,226	33,827	33,200	32,957	32,700	32,431	31,298	31,065
		ア 他会計繰入金	36,657	37,906	37,438	36,845	36,226	33,827	33,200	32,957	32,700	32,431	31,298	31,065
		イ その他	28	9										
	収益的支出	2 総費用 (D)	55,030	56,155	55,187	54,349	53,489	52,958	52,073	51,577	51,071	50,557	50,081	49,601
		(1) 営業費用	47,426	49,153	48,600	48,200	47,800	47,740	47,336	47,331	47,327	47,322	47,344	47,339
		ア 職員給与費	8,206	8,142	7,600	7,200	6,800	6,400	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
		うち退職手当												
		イ その他	39,220	41,011	41,000	41,000	41,000	41,340	41,336	41,331	41,327	41,322	41,344	41,339
		(2) 営業外費用	7,604	7,002	6,587	6,149	5,689	5,218	4,737	4,246	3,744	3,235	2,737	2,262
		ア 支払利息 雨水分												
		ア 支払利息 汚水分	7,604	7,002	6,587	6,149	5,689	5,218	4,737	4,246	3,744	3,235	2,737	2,262
		うち一時借入金利息												
		イ その他												
		3 収支差引 (A)-(D) (E)	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支	資本的収入	1 資本的収入 (F)	24,399	30,791	25,846	27,530	27,990	28,461	28,942	29,433	29,935	29,919	29,164	27,688
		(1) 地方債												
		うち資本費平準化債												
		(2) 他会計補助金	23,241	29,611	24,649	26,310	26,770	27,241	27,722	28,213	28,715	28,699	27,944	26,468
		(3) 他会計借入金												
		(4) 固定資産売却代金												
		(5) 国（道）補助金												
		(6) 工事負担金												
		(7) その他	1,158	1,180	1,197	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220
	資本的支出	2 資本的支出 (G)	24,399	30,791	25,846	27,530	27,990	28,461	28,942	29,433	29,935	29,919	29,164	27,688
		(1) 施設改良費	5,165	11,060	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
		うち職員給与費												
		(2) 地方債償還金 (H)	19,234	19,731	20,846	22,530	22,990	23,461	23,942	24,433	24,935	24,919	24,164	22,688
		(3) 他会計長期借入金返還金												
		(4) 他会計への繰出金												
		(5) その他												
		3 収支差引 (F)-(G) (I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

様式第2号（法非適用企業）

投資・財政計画

（単位：千円、%）

区分 ＼ 年度	前々年度（決算）	前年度決算見込	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収支再差引 (E)+(I) (J)	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)−(K)+(L)−(M) (N)	9											
前年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支 (N)−(O) 黒字 (P)												
実質収支 (N)−(O) 赤字 (Q)												
赤字比率 ((Q)/((B)−(C))×100)												
収益的収支比率 ((A)/((D)+(H))×100)	74.1	74.0	72.6	70.7	69.9	69.3	68.5	67.9	67.2	67.0	67.5	68.6
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)−(C) (S)	18,354	18,240	17,749	17,504	17,263	19,131	18,873	18,620	18,371	18,126	18,783	18,536
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条により規定する解消可能資金の不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	365,063	345,332	324,486	301,956	278,966	255,505	231,563	207,130	182,195	157,276	133,112	110,424

○他会計繰入金

区分 ＼ 年度	前々年度（決算）	前年度決算見込	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分	36,657	37,906	37,438	36,845	36,226	33,827	33,200	32,957	32,700	32,431	31,298	31,065
うち基準内繰入金	7,604	7,002	6,587	6,149	5,689	5,218	4,737	4,246	3,744	3,235	2,737	2,262
うち基準外繰入金	29,053	30,904	30,851	30,696	30,537	28,609	28,463	28,711	28,956	29,196	28,561	28,803
資本的収支分	23,241	29,611	24,649	26,310	26,770	27,241	27,722	28,213	28,715	28,699	27,944	26,468
うち基準内繰入金	19,234	19,731	20,846	22,530	22,990	23,461	23,942	24,433	24,935	24,919	24,164	22,688
うち基準外繰入金	4,007	9,880	3,803	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780
合計	59,898	67,517	62,087	63,155	62,996	61,068	60,922	61,170	61,415	61,130	59,242	57,533

別紙②　投資・財政計画の策定に当たっての説明

ア）投資・財政計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項
　毎年1戸新設を予定し公共桝布設として標準的な事業費500千円として算定しております。

○管渠・処理場等の建設・更新に関する事項
　管渠及び処理場の施行は既に完了しております。計画期間中の建設・更新は予定しておりません。

○防災・安全対策等に関する事項
　計画期間中の事業の予定はありません。

イ）投資・財政計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項
　当該事業の収納率は98%と高い水準を維持しておりますが、今後は100%収納を目標に算定しております。

○使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項
　平成27年度実績から、人口減少として超過料△1.51%/年、戸数減少として基本料△2.26%/年ベースで算定しておりますが、新設として毎年1戸43千円/年の増加を見込んでおります。平成32年度に超過料の単価の見直しと8%の改定、平成37年度に5%の使用料の改定で算定しております。（以降5年毎の改定）

○企業債に関する事項
　計画期間中の企業債発行の予定はありません。

○繰入金に関する事項
　営業収益で賄いきれない営業費用について基準外繰入で算定しております。

ウ）投資・財政計画のうち投資以外の経費についての説明

○民間の活力の活用に関する事項
　営業費用において経費削減につながるかは不透明のため、現状ベースで算定しております。

○職員給与費に関する事項
　これ以上の職員削減は困難ですが、今後数年間での退職者が多く平均年齢が下がることが想定されるため、平成28年度から漸減する算定としました。

○動力費に関する事項
　有水水量は微減を想定しておりますが、この増減が経費の増減にかならずしも一致しないことから、平成28年度をベースとして算定しております。

○薬品費に関する事項
　有水水量は微減を想定しておりますが、この経費に大きな影響を及ぼさないと考え、平成28年度をベースとして算定しております。

○修繕費に関する事項
　平成28年度をベースに算定しております。

○委託費に関する事項
　施設の維持管理委託については人件費の上昇が考えられますが、汚泥処理は数量の減が見込まれます。総じて委託料は平成28年度をベースに算定しております。

○その他
　平成31年10月予定の消費税増税に伴う費用増について、消費税見合い分を加算し算定しております。

3　特定地域生活排水処理施設事業

（1）　事業の現状

特定地域生活排水処理施設事業は、農業集落排水事業を実施している中川市街地区と佐久市街地区のエリア外の点在する受益者に対し、浄化槽方式での水洗化普及のための事業を展開しています。

特定地域生活排水処理導入状況

年　度	概　　　要
平成19年度	10人槽1戸、7人槽4戸、5人槽10戸
平成20年度	7人槽2戸、5人槽9戸
平成21年度	50人槽1戸、25人槽1戸、10人槽2戸、7人槽1戸、5人槽5戸
平成22年度	10人槽3戸、7人槽1戸、5人槽8戸
平成23年度	7人槽1戸、5人槽1戸
平成24年度	7人槽1戸、5人槽1戸
計	50人槽1戸、25人槽1戸、10人槽6戸、7人槽10戸、5人槽34戸

エリアは、個別排水処理施設事業と重複しています。該当処理区域人口及び水洗化人口については、本事業を活用し集中的に水洗化を進めるため、啓蒙・周知のなかで実施をした結果、平成28年3月末時点で処理人口 310人に対して水洗化人口228人、水洗化率73.5%までに高まっています。

平成27年度特定地域生活排水処理施設普及率・水洗化率

	処理人口	水洗化人口	水洗化率
当該地区	310	228	73.5%
うち個別排水処理施設事業で整備済み	－	5	－
うち特定地域生活排水処理施設事業で整備済み	－	155	－
うち個人で整備済み	－	68	－

※処理人口とは、個別排水処理施設の区域に居住している人口

※水洗化人口とは、処理人口のうち個別排水処理施設に接続している人口

（2）　経営の基本方針

特定地域生活排水処理施設事業のエリアは、家屋が集約化されていない農村部が中心で、農業集落排水事業の導入が困難な地区です。

中川町では、少子高齢化や人口減少等の課題があり、厳しい社会情勢を迎えていますが、河川等の水質悪化を防止し豊かな自然環境を維持するため、特定地域生活排水処理施設事業の健全な経営に努めてまいります。

以上を踏まえ、特定地域生活排水処理施設の経年による設備更新の検討、人口減少に伴う使用料あり方など、平成29年度から平成38年度までの10年間を計画期間とし、今後の特定地域生活排水処理施設事業を効率かつ健全に運営するため本計画を策定します。

（3）　投資・財政計画

①、②別　紙

（4）　効率化・経営健全化の取組み

① 組織及び人材に関する事項

中川町環境整備課では、農業集落排水事業（農業集落排水・特定地域生活排水処理・個別排水処理）とともに、簡易水道事業を所管しています。

当面は地方公営企業法の適用を行う予定はありませんが、将来的には法の適用が予想されることから、上下水道の管理部門を統合して、組織的に一体となって企業の運営を行い、経費の節減を図らなければなりません

担当職員は、公営企業職員として、事業の能率的な経営と公共性及び企業性の発揮に努め、目標管理や企業会計など民間の経営管理手法を導入して、経営能力の向上を図っていかなければなりません。

地方行政を取り巻く環境が非常に厳しくなっている現在、住民サービスの向上と人件費のバランスを考慮しつつ、窓口業務や料金関係業務の資産管理（アウトソーシング）も視野に入れ、最小限の人員で最大のサービスの提供ができるように定員適正化に取り組んでいきます。

② 特定地域生活排水処理施設整備に関する事項

当町の特定地域生活排水処理施設整備は、平成 19 年度から平成 24 年度に普及・啓蒙を展開し実施をしており、導入からの年月は経っていませんが、今後耐用年数が 10 年未満の機器の更新が想定され、修繕とともに費用の増加が懸念されます。

③ 使用料、その他の収入に関する事項

特定地域生活排水処理の使用料は農業集落排水使用料を準拠し決めておりますが、公営企業として独立採算性の原則のもと、決定されることとなっています。

運営に伴う経費については、施設の維持・管理にかかる経費を利用者からの使用料で負担する事とされています。

準拠している農業集落排水使用料は、平成 19 年度に改定を行って以来、現行の使用料で運営しております。行政人口は減少傾向にあり、有収水量は年々減少し、それに伴い料金収入も減少傾向にあります。

また、汚水処理費に対する経費回収率をみると、平成 27 年度決算で 44.8％と低い水準にあり、不足分を一般会計からの基準外繰入金にて賄っているのが現状です。

特定地域生活排水処理施設使用料収入及び使用料単価

	H23	H24	H25	H26	H27
有収水量(m3)	9,438	9,226	9,831	10,452	9,499
使用料収入(千円)	1,514	1,501	1,575	1,644	1,499
使用料単価(円/m3)	160.4	162.7	160.2	157.3	157.8

※使用料単価＝料金収入／有収水量

汚水処理原価及び経費回収率

	H23	H24	H25	H26	H27
汚水処理費(千円)	3,271	3,290	3,376	3,564	3,365
汚水処理原価(円/m3)	346.6	356.6	343.4	341.0	354.2
経費回収率（%）	46.3 %	45.6 %	46.7 %	46.1 %	44.6%

※汚水処理費＝維持管理費＋資本費のうち汚水処理費相当分

※汚水処理原価＝汚水処理費／有収水量

※経費回収率＝使用料単価／汚水処理原価

特定地域生活排水処理施設使用料も、農業集落排水使用料の水道使用量従量制を算定根拠としています。

特定地域生活排水処理施設事業は、農業集落排水と比較して小規模運営ではありますが、事業継続には常に投資と財源のバランスを考える必要があります。更なるコスト縮減を行うことは当然ですが、財源となる特定地域生活排水処理施設使用料の適正化に努め、住民理解も得ながら段階的に使用料改定を実施し、経費回収率の増加を目指します。

特定地域生活排水処理施設使用料（現行）※税抜き

種　別	項　目	単　位	料　金
一般用	基本料	8㎥	1,139円
	超過料金	1㎥当り	139円

特定地域生活排水処理施設使用料改定計画　※税抜き

種　別	項　目	H32		H37	
		金額	改訂率	金額	改訂率
一般用	基本料	1,230円	1.08	1,292円	1.05
	超過料金	150円		158円	

今後の推移

年次	有収水量（㎥）	使用料収入（千円）	使用料単価（円/㎥）	汚水処理費（千円）	汚水処理原価（円/㎥）	経費回収率（%）
H29	9,310	1,469	157.8	3,380	363.1	43.5
H30	9,220	1,454	157.7	3,372	365.7	43.1
H31	9,130	1,440	157.7	3,372	369.3	42.7
H32	9,030	1,568	173.6	3,401	376.6	46.1
H33	8,940	1,552	173.6	3,401	380.4	45.6
H34	8,850	1,552	175.4	3,400	384.2	45.7
H35	8,770	1,536	175.1	3,400	387.7	45.2
H36	8,680	1,521	175.2	3,400	391.7	44.7
H37	8,590	1,580	183.9	3,402	396.0	46.4
H38	8,510	1,564	183.8	3,402	399.8	46.0

特定地域生活排水処理施設使用料の収納率については100%となっております。現在まで口座振替を中心としながらも逐次臨戸訪問等の徴収を実施しておりますが、今後も収納率の維持に努めます。

一般会計繰入金については、現在も基準外繰入をしなければ運営できない状況であります。使用料改定のみならず、経費削減を徹底し、計画的な修繕等を行いながら少しでも一般会計に頼らない健全な運営を目指します。

一般会計繰入金の今後の見込みとして、収益的繰入金は、支払利息の減少及び使用料改定に伴い、経費回収が見込まれ減少する予定です。資本的繰入金については、地方債償還金が平成49年度がピークのため計画期間中は増加する予定です。

④　公営企業の経営に関する事項

平成26年8月に総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知があり、地方公営企業法の適用に向けたロードマップが示されました。

このロードマップにおいて、平成32年4月に法制化を検討するにため、平成27年度から平成31年度年度までを集中取組み期間として、人口3万人以上の団体については、期間内に公営企業会計へ移行するべきとされています。

本町特定地域生活排水処理施設事業は対象とはなっておりませんが、地方公営企業法の参照も視野に入れた運営を進めていきます。

また、施設の老朽化、人口減少、節水型社会の進行等、生活排水事業を取り巻く環境は厳しくなってきております。その中でも、継続的で安定した下水道サービスを提供していくためには、「資産・資金・人材」を総合的に管理・運営することのできる「資産管理（アセットマネジメント)」導入に向け取り組んでいきます。

導入にあたっては、「資産・資金・人材」に関する課題を解決し、持続可能な事業管理を実現するために、関係部門が一体となった事業管理計画を策定し、相互の役割などを理解しながら、日々の業務を進めて行く事が不可欠です。

アセットマネジメントは、組織が一体となった事業管理を効率的に進めて行く為のツールであり、今後導入することにより、組織的な事業運営をより効果的に進めていきます。

⑤　経費削減に関する事項

施設の適時管理に努め、機器の長寿命化に力を入れ、また計画的な修繕や設備更新を行い、経費の抑制削減を目指します。

⑥　情報公開に関する事項

これまでも町の広報誌やホームページを活用して、浄化槽利用者への適宜情報を提供してきました。

今後も、提供する情報とその内容を充実させることを前提に、単年度ごとに決算収支をもとにした進捗管理をおこない、使用料改訂を予定する年の前年度（平成31年度及び36年度）には戦略のローリングを実施し、内容の見直しや事後検証に取り組んでいきます。

⑦　その他重点事項

防災対策や危機管理体制の強化はこれまでも取り組んできましたが、一般行政部局や生活排水業務に携わる民間企業、他事業体とも連携して取り組んでいきます。

様式第2号（法非適用企業）

投資・財政計画

（単位：千円、%）

区分		年度	前々年度（決算）	前年度決算見込	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支	収益的収入	1 総収益 (A)	3,863	4,193	3,849	3,824	3,807	3,818	3,800	3,781	3,762	3,743	3,725	3,705
		(1) 営業収益 (B)	1,499	1,484	1,469	1,454	1,440	1,568	1,552	1,552	1,536	1,521	1,580	1,564
		ア 料金収入	1,499	1,484	1,469	1,454	1,440	1,568	1,552	1,552	1,536	1,521	1,580	1,564
		イ 受託工事収入 (C)												
		ウ その他												
		（雨水処理負担金）												
		(2) 営業外収入	2,364	2,709	2,380	2,370	2,367	2,250	2,248	2,229	2,226	2,222	2,145	2,141
		ア 他会計繰入金	2,364	2,709	2,380	2,370	2,367	2,250	2,248	2,229	2,226	2,222	2,145	2,141
		イ その他												
	収益的支出	2 総費用 (D)	3,863	4,193	3,849	3,824	3,807	3,818	3,800	3,781	3,762	3,743	3,725	3,705
		(1) 営業費用	3,365	3,708	3,380	3,372	3,372	3,401	3,401	3,400	3,400	3,400	3,402	3,402
		ア 職員給与費												
		うち退職手当												
		イ その他	3,365	3,708	3,380	3,372	3,372	3,401	3,401	3,400	3,400	3,400	3,402	3,402
		(2) 営業外費用	498	485	469	452	435	417	399	381	362	343	323	303
		ア 支払利息 雨水分												
		ア 支払利息 汚水分	498	485	469	452	435	417	399	381	362	343	323	303
		うち一時借入金利息												
		イ その他												
	3 収支差引 (A)-(D) (E)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支	資本的収入	1 資本的収入 (F)	666	858	874	950	968	985	1,003	1,022	1,041	1,060	1,079	1,099
		(1) 地方債												
		うち資本費平準化債												
		(2) 他会計補助金	666	858	874	950	968	985	1,003	1,022	1,041	1,060	1,079	1,099
		(3) 他会計借入金												
		(4) 固定資産売却代金												
		(5) 国（道）補助金												
		(6) 工事負担金												
		(7) その他												
	資本的支出	2 資本的支出 (G)	666	858	874	950	968	985	1,003	1,022	1,041	1,060	1,079	1,099
		(1) 施設改良費												
		うち職員給与費												
		(2) 地方債償還金 (H)	666	858	874	950	968	985	1,003	1,022	1,041	1,060	1,079	1,099
		(3) 他会計長期借入金返還金												
		(4) 他会計への繰出金												
		(5) その他												
	3 収支差引 (F)-(G) (I)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

様式第2号（法非適用企業）

投資・財政計画

（単位：千円、％）

区分 ＼ 年度	前々年度（決算）	前年度決算見込	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収支再差引 (E)+(I) (J)	0											
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0											
前年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支 (N)-(O) 黒字 (P)												
実質収支 (N)-(O) 赤字 (Q)												
赤字比率 ((Q) / (B)-(C) ×100)												
収益的収支比率 ((A) / (D)+(H) ×100)	85.3	83.0	81.5	80.1	79.7	79.5	79.1	78.7	78.3	77.9	77.5	77.1
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	1,499	1,484	1,469	1,454	1,440	1,568	1,552	1,552	1,536	1,521	1,580	1,564
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条により規定する解消可能資金の不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	26,607	25,749	24,875	23,925	22,957	21,972	20,969	19,947	18,906	17,846	16,767	15,668

○他会計繰入金

区分 ＼ 年度	前々年度（決算）	前年度決算見込	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分	2,364	2,709	2,380	2,370	2,367	2,250	2,248	2,229	2,226	2,222	2,145	2,141
うち基準内繰入金	498	485	469	452	435	417	399	381	362	343	323	303
うち基準外繰入金	1,866	2,224	1,911	1,918	1,932	1,833	1,849	1,848	1,864	1,879	1,822	1,838
資本的収支分	666	858	874	950	968	985	1,003	1,022	1,041	1,060	1,079	1,099
うち基準内繰入金	666	858	874	950	968	985	1,003	1,022	1,041	1,060	1,079	1,099
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3,030	3,567	3,254	3,320	3,335	3,235	3,251	3,251	3,267	3,282	3,224	3,240

別紙②　投資・財政計画の策定に当たっての説明

ア）投資・財政計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項
　建設工事は完了しているため、計画期間中の予定はありません。

○管渠・処理場等の建設・更新に関する事項
　計画期間中の事業の予定はありません。

○防災・安全対策等に関する事項
　計画期間中の事業の予定はありません。

イ）投資・財政計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項
　当該事業はこれまでも収納率100%のため、今後も継続するとした使用料収納で算定しております。

○使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項
　人口減少により、平成27年度実績より△1%/年ベースで算定しております。また、平成32年度に8%平成37年度において5%の使用料の改定で算定しております。（以降5年毎の改定）

○企業債に関する事項
　計画期間中の企業債発行の予定はありません。

○繰入金に関する事項
　営業収益で賄いきれない営業費用について基準外繰入で算定しております。

ウ）投資・財政計画のうち投資以外の経費についての説明

○民間の活力の活用に関する事項
　営業費用において経費削減につながるかは不透明のため、現状ベースで算定しております。

○職員給与費に関する事項
　事業が小規模なため職員給与費は置いておりません。

○修繕費に関する事項
　平成27年度をベースに算定しております。

○その他
　平成31年10月予定の消費税増税に伴う費用増について、消費税見合い分を加算し算定しております。

4　個別排水処理施設事業

（1）　事業の現状

個別排水処理施設事業は、農業集落排水事業を実施している中川市街地区と佐久市街地区のエリア外の点在する受益者に対し、浄化槽方式での水洗化普及のための事業を展開しています。

個別排水処理施設導入状況

年　度	概　　要
平成25年度	5人槽1戸
平成26年度	5人槽2戸

エリアは、特定地域生活排水処理施設事業と重複しています。該当処理区域人口及び水洗化人口については、随時当該課において導入窓口を設けるなか、平成28年3月末時点で処理人口 310人に対して水洗化人口228人、水洗化率73.5％という数字になっています。

平成27年度個別排水処理施設普及率・水洗化率

	処理人口	水洗化人口	水洗化率
当該地区	310	228	73.5％
うち個別排水処理施設事業で整備済み	—	5	—
うち特定地域生活排水処理施設事業で整備済み	—	155	—
うち個人で整備済み	—	68	—

※処理人口とは、個別排水処理施設の区域に居住している人口

※水洗化人口とは、処理人口のうち個別排水処理施設に接続している人口

（2）　経営の基本方針

個別排水処理施設事業のエリアは、家屋が集約化されていない農村部が中心で、農業集落排水事業の導入が困難な地区です。

中川町では、少子高齢化や人口減少等の課題があり、厳しい社会情勢を迎えていますが、河川等の水質悪化を防止し豊かな自然環境を維持するため、個別排水処理施設事業の健全な経営に努めてまいります。

以上を踏まえ、個別排水処理施設の経年による設備更新の検討、人口減少に伴う使用料あり方など、平成29年度から平成38年度までの10年間を計画期間とし、今後の個別排水処理施設事業を効率かつ健全に運営するため本計画を策定します。

（３）　投資・財政計画

①、②別　紙

（４）　効率化・経営健全化の取組み

①　組織及び人材に関する事項

中川町環境整備課では、農業集落排水事業（農業集落排水・特定地域生活排水処理・個別排水処理）とともに、簡易水道事業を所管しています。

当面は地方公営企業法の適用を行う予定はありませんが、将来的には法の適用が予想されることから、上下水道の管理部門を統合して、組織的に一体となって企業の運営を行い、経費の節減を図らなければなりません

担当職員は、公営企業職員として、事業の能率的な経営と公共性及び企業性の発揮に努め、目標管理や企業会計など民間の経営管理手法を導入して、経営能力の向上を図っていかなければなりません。

地方行政を取り巻く環境が非常に厳しくなっている現在、住民サービスの向上と人件費のバランスを考慮しつつ、窓口業務や料金関係業務の資産管理（アウトソーシング）も視野に入れ、最小限の人員で最大のサービスの提供ができるように定員適正化に取り組んでいきます。

②　個別排水処理施設整備に関する事項

当町の個別排水処理施設整備は、平成 25 年度から普及・啓蒙を展開し実施をしており、導入からの年月は経っていませんが、今後耐用年数が 10 年未満の機器の更新が想定され、修繕とともに費用の増加が懸念されます。

そのために、現在 73.5％となっている水洗化率を 100％とすることを目指し、そのことにより発注規模を大きくすることによる経費の削減や戸あたりの管理経費の圧縮を目指します。

③　使用料、その他の収入に関する事項

個別排水処理の使用料は農業集落排水使用料を準拠し決めておりますが、公営企業として独立採算性の原則のもと、決定されることとなっています。

運営に伴う経費については、施設の維持・管理にかかる経費を利用者からの使用料で負担する事とされています。

準拠している農業集落排水使用料は、平成19年度に改定を行って以来、現行の使用料で運営しております。行政人口は減少傾向にありますが、個別排水処理事業は今後も推進を図りますので料金収入は増加傾向を想定します。

また、汚水処理費に対する経費回収率をみると、平成27年度決算で29.9%と低い水準にあり、不足分を一般会計からの基準外繰入金にて賄っているのが現状です。当該戸数が極少という要因により、収支が不安定となっております。

個別排水処理施設使用料収入及び使用料単価

	H23	H24	H25	H26	H27
有収水量(m3)	—	—	87	53	203
使用料収入(千円)	—	—	13	21	37
使用料単価(円/m3)	—	—	149.4	396.2	182.3

※使用料単価＝料金収入／有収水量

汚水処理原価及び経費回収率

	H23	H24	H25	H26	H27
汚水処理費(千円)	—	—	13	30	127
汚水処理原価(円/m3)	—	—	149.4	566.0	625.6
経費回収率（%）	—	—	100.0%	70.0%	29.1%

※汚水処理費＝維持管理費＋資本費のうち汚水処理費相当分

※汚水処理原価＝汚水処理費／有収水量

※経費回収率＝使用料単価／汚水処理原価

個別排水処理施設使用料も、農業集落排水使用料の水道使用量従量制を算定根拠としています。

個別排水処理施設事業は、農業集落排水と比較して小規模運営ではありますが、事業継続には常に投資と財源のバランスを考える必要があります。更なるコスト縮減を行うことは当然ですが、財源となる個別排水処理施設使用料の適正化に努め、住民理解も得ながら段階的に使用料改定を実施し、経費回収率の増加を目指します。

個別排水処理施設使用料（現行）※税抜き

種　別	項　目	単　位	料　金
一般用	基本料	8 ㎥	1,139 円
	超過料金	1 ㎥当り	139 円

個別排水処理施設使用料改定計画　※税抜き

種　別	項　目	H32		H37	
		金額	改訂率	金額	改訂率
一般用	基本料	1,230 円	1.08	1,292 円	1.05
	超過料金	150 円		158 円	

今後の推移

年次	有収水量（㎥）	使用料収入（千円）	使用料単価（円/㎥）	汚水処理費（千円）	汚水処理原価（円/㎥）	経費回収率（%）
H29	317	73	230.3	141	444.8	51.8
H30	430	90	209.3	154	358.1	58.4
H31	512	107	209.0	167	326.2	64.1
H32	623	137	219.9	180	288.9	76.1
H33	733	156	212.8	193	263.3	80.8
H34	842	174	206.7	206	244.7	84.5
H35	950	192	202.1	219	230.5	87.7
H36	1,057	210	198.7	232	219.5	90.5
H37	1,162	239	205.7	245	210.8	97.6
H38	1,266	258	203.8	258	203.8	100.0

個別排水処理施設使用料の収納率については100%となっております。現在まで口座振替を中心としながらも逐次臨戸訪問等の徴収を実施しておりますが、今後も収納率の維持に努めます。

一般会計繰入金については、現在も基準外繰入をしなければ運営できない状況であります。使用料改定のみならず、経費削減を徹底し、計画的な修繕等を行いながら少しでも一般会計に頼らない健全な運営を目指します。

一般会計繰入金の今後の見込みとして、新規水洗化を見込むなか、初期工事費が発生するため、収益的繰入金は、使用料の増と費用及び支払利息の増によりほぼ横ばいを想定し、資本的繰入金については、地方債償還金の発生に伴い繰入金が増加する予定です。

④　公営企業の経営に関する事項

平成26年8月に総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知があり、地方公営企業法の適用に向けたロードマップが示されました。
このロードマップにおいて、平成32年4月に法制化を検討するにため、平成27年度から平成31年度年度までを集中取組み期間として、人口3万人以上の団体については、期間内に公営企業会計へ移行するべきとされています。
本町個別排水処理施設事業は対象とはなっておりませんが、地方公営企業法の参照も視野に入れた運営を進めていきます。
また、施設の老朽化、人口減少、節水型社会の進行等、生活排水事業を取り巻く環境は厳しくなってきております。その中でも、継続的で安定した下水道サービスを提供していくためには、「資産・資金・人材」を総合的に管理・運営することのできる「資産管理（アセットマネジメント）」導入に向け取り組んでいきます。
導入にあたっては、「資産・資金・人材」に関する課題を解決し、持続可能な事業管理を実現するために、関係部門が一体となった事業管理計画を策定し、相互の役割などを理解しながら、日々の業務を進めて行く事が不可欠です。
アセットマネジメントは、組織が一体となった事業管理を効率的に進めて行く為のツールであり、今後導入することにより、組織的な事業運営をより効果的に進めていきます。

⑤　経費削減に関する事項

施設の適時管理に努め、機器の長寿命化に力を入れ、また計画的な修繕や設備更新を行い、経費の抑制削減を目指します。

⑥　情報公開に関する事項

これまでも町の広報誌やホームページを活用して、浄化槽利用者への適宜情報を提供してきました。
今後も、提供する情報とその内容を充実させることを前提に、単年度ごとに決算収支をもとにした進捗管理をおこない、使用料改訂を予定する年の前年度（平成31年度及び36年度）には戦略のローリングを実施し、内容の見直しや事後検証に取り組んでいきます。

⑦　その他重点事項

防災対策や危機管理体制の強化はこれまでも取り組んできましたが、一般行政部局や生活排水業務に携わる民間企業、他事業体とも連携して取り組んでいきます。

様式第2号（法非適用企業）

別紙①

投資・財政計画

（単位：千円、％）

区分		年度	前々年度（決算）	前年度決算見込	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支	収益的収入	1 総収益 (A)	179	183	196	224	252	280	308	336	364	392	420	448
		(1) 営業収益 (B)	38	56	73	90	107	137	156	174	192	210	239	258
		ア 料金収入	38	56	73	90	107	137	156	174	192	210	239	258
		イ 受託工事収入 (C)												
		ウ その他												
		（雨水処理負担金）												
		(2) 営業外収入	141	127	123	134	145	143	152	162	172	182	181	190
		ア 他会計繰入金	141	127	123	134	145	143	152	162	172	182	181	190
		イ その他												
	収益的支出	2 総費用 (D)	179	183	196	224	252	280	308	336	364	392	420	448
		(1) 営業費用	127	128	141	154	167	180	193	206	219	232	245	258
		ア 職員給与費												
		うち退職手当												
		イ その他	127	128	141	154	167	180	193	206	219	232	245	258
		(2) 営業外費用	52	55	55	70	85	100	115	130	145	160	175	190
		ア 支払利息 雨水分												
		ア 支払利息 汚水分	52	55	55	70	85	100	115	130	145	160	175	190
		うち一時借入金利息												
		イ その他												
		3 収支差引 (A)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支	資本的収入	1 資本的収入 (F)	0	2,236	1,800	1,800	1,852	1,989	1,991	2,043	2,095	2,147	2,200	2,252
		(1) 地方債		1,300	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
		うち資本費平準化債												
		(2) 他会計補助金		810	592	592	644	781	783	835	887	939	992	1,044
		(3) 他会計借入金												
		(4) 固定資産売却代金												
		(5) 国（道）補助金												
		(6) 工事負担金		126	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108
		(7) その他												
	資本的支出	2 資本的支出 (G)	0	2,236	1,800	1,800	1,852	1,989	1,991	2,043	2,095	2,147	2,200	2,252
		(1) 施設改良費		2,236	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
		うち職員給与費												
		(2) 地方債償還金 (H)					52	189	191	243	295	347	400	452
		(3) 他会計長期借入金返還金												
		(4) 他会計への繰出金												
		(5) その他												
		3 収支差引 (F)-(G) (I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

様式第2号（法非適用企業）

投資・財政計画

（単位：千円、％）

区分 ＼ 年度	前々年度（決算）	前年度決算見込	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収支再差引 (E)+(I) (J)	0											
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0											
前年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支 (N)-(O) 黒字 (P)												
実質収支 (N)-(O) 赤字 (Q)												
赤字比率 ((Q) / ((B)-(C)) ×100)												
収益的収支比率 ((A) / ((D)+(H)) ×100)	100.0	100.0	100.0	100.0	82.9	59.7	61.7	58.0	55.2	53.0	51.2	49.8
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	38	56	73	90	107	137	156	174	192	210	239	258
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金の不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	4,900	6,200	7,300	8,400	9,448	10,359	11,268	12,125	12,930	13,683	14,383	15,031

○他会計繰入金

区分 ＼ 年度	前々年度（決算）	前年度決算見込	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分	141	127	123	134	145	143	152	162	172	182	181	190
うち基準内繰入金	52	55	55	54	53	52	51	130	145	160	175	190
うち基準外繰入金	89	72	68	80	92	91	101	32	27	22	6	0
資本的収支分	0	810	592	592	644	781	783	835	887	939	992	1,044
うち基準内繰入金					52	189	191	243	295	347	400	452
うち基準外繰入金	0	810	592	592	592	592	592	592	592	592	592	592
合計	141	937	715	726	789	924	935	997	1,059	1,121	1,173	1,234

別紙② 投資・財政計画の策定に当たっての説明

ア）投資・財政計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項
毎年1戸新設を予定し標準的な事業費1,800千円として算定しております。

○管渠・処理場等の建設・更新に関する事項
計画期間中の事業の予定はありません。

○防災・安全対策等に関する事項
計画期間中の事業の予定はありません。

イ）投資・財政計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項
当該事業はこれまでも収納率100%のため、今後も継続するとした使用料収納で算定しております。

○使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項
人口減少により、平成27年度実績より△1%/年ベースで算定しておりますが、新設として毎年1戸18千円/年の増加を見込んでおります。また、平成32年度に8%平成37年度に5%の使用料の改定で算定しております。（以降5年毎の改定）

○企業債に関する事項
新設に伴い合併浄化槽事業債の発行を予定しております。

○繰入金に関する事項
営業収益で賄いきれない営業費用について基準外繰入で算定しております。

ウ）投資・財政計画のうち投資以外の経費についての説明

○民間の活力の活用に関する事項
営業費用において経費削減につながるかは不透明のため、現状ベースで算定しております。

○職員給与費に関する事項
事業が小規模なため職員給与費は置いておりません。

○修繕費に関する事項
平成27年度をベースに算定しております。

○その他
平成31年10月予定の消費税増税に伴う費用増について、消費税見合い分を加算し算定しております。

中川町農業集落排水事業経営戦略

平成 29 年 2 月

北海道中川町環境整備課
TEL：01656-7-2815
FAX：01656-7-2440
メール：nakagawa_keizai@mint.hokkai.net